## ●世界史Q&A●

#### Question

# バビロン第一王朝について教えてください

### [回答者] 前田

徹

Answei

すアッカド王朝時代からで、 ら確認できるのは、 ビ以前にも王や王朝は存在しています。バビロンが文字史料か 千年紀の『バビロニアの王朝表』ですでにおこなわれています ビロンに成立した王朝を、 ビロン第一王朝のあと、「海の国」第一王朝をバビロン第二王 王朝であり、 ンに成立したスムアブムを初代として一一代続いたアムル人の (Glassner 2005, 126-134)。バビロンの歴史は古く、ハンムラ バ , ビロン第 カッシート王朝をバビロン第三王朝のように数えます。 法典碑で有名なハンムラビは第六代の王です。バ 一王朝 シャルカリシャッリが神殿を建立したと記 (前一八九四~前一五九五年) アムル王朝から数えることは、 アムル王朝以前のことです。その は、 バビロ 前一

置くのは、彼のときにバビロンがメソポタミアの中心都市といなっています。この事実を無視してハンムラビの王朝を最初に後、ウル第三王朝時代には、アッカド地方の有力都市の一つに

雄国、 損なわれなかったのです。 れらの王朝はいずれも伝統を尊重したため、バビロンの権威は 多様な民族がバビロンに王朝を建てることになるのですが、 統を継承する特権的な中心都市と意識されていました。以後、 的弱体化が顕著になっても、 起き、 ち、彼を継いだサムスイルナのときには、早くも各地に反乱が の最高神エンリルの権威を引き継いで神々の主座についたよう い勢力範囲が縮小しました。 う特権的な地位を獲得したからです。 アの再統合をはたしたのです。ハンムラビが統合をはたしたの 一王朝であったウル第三王朝崩壊ののち、はじめてメソポタミ ハンムラビは一つの画期となる時代を作りました。割拠する 確立したバビロンの権威は保持され、シュメール以来の伝 南部では「海の国」が勢力を伸ばしたことで、領土を失 ラルサ・エシュヌンナ・マリ・アッシリアを征服し、 都市神マルドゥクがメソポタミア しかし、バビロン第一王朝の政治

す。その一方で、アッシリアは「バビロニア化」を推進しましアッシリアは、政治的にバビロンを圧倒することが多くなりま前二千年紀後半にバビロンと覇権を争う強国として登場した

アッシリア」と呼ばれることが多いのは、このような時代によ メソポタミアの古い時代が「シュメールとアッカド」とされる アッシリアもバビロンの特権的地位を認めていたのです。 前二千年紀後半以降の時代では、「バビロニアと

る変化があるからです。

人の時代」であるこの時代を、一括して古バビロニア時代と呼 躍した、一アムル人の時代」と捉えることができます。一アムル ラルサ王朝とバビロン第一王朝を建てたように、アムル人が活 王国と呼ばれることがありますが、「古バビロニア時代」の王 期と区別されます。バビロン第一王朝は、ときに古バビロニア ン・ラルサ王朝時代から、バビロン第一王朝の崩壊までの期間 区分であり、 の時間的変化を示す言語学的な区分を歴史区分に適応した時代 代・新バビロニア時代に三分することがあります。アッカド語 ぶことはできるのですが、「古バビロニア王国」は使えません。 一王朝だけを古バビロニア王国と呼ぶことは不適切といえます。 ニア時代前期とされ、 前二千年紀前半の古バビロニア時代は、アムル人がイシン・ ビロニアの歴史を、 イシン・ラルサ王朝もありますので、バビロン第 そのなかで、イシン・ラルサ王朝時代が古バビロ 古バビロニア時代は、ウル第三王朝崩壊後のイシ ハンムラビの治世の古バビロニア時代後 古バビロニア時代・中バビロニア時

> はできないのです。 古バビロニア王国と古バビロニア時代を、 同じ意味で使うこと

再統合をはたしたハンムラビの時代は、

過去のシュ

ĺ ル

たなかで、新傾向を示す興味深い論文があります(川崎 2000)。 この時代の王権や社会・経済については、一九六九年に出版さ の政治・軍事的過程や法典などの研究は進んでいます。しかし 碑文や行政経済文書を使った、ハンムラビが統一をはたすまで arpin 2003, van de Mieroop 2005, 政令に見られるような私的経済の進展が後者の例になります。 継承してハンムラビ法典が作られたことは前者の例になり、 色を明らかにするにはいたっていません(川崎 2000)。そうし れた『岩波講座世界歴史一』においてとり上げられたところと 近年公刊された関係図書がハンムラビを表題にするように(Ch アッカドを継承することと、 無田 頭する変革期でもあります。ウル第三王朝のウルナンム法典を その論文では、シュメールの伝統を引き継ぐハンムラビ法典 1969)、現在も大きく変わっていないといえ、時代の特 次の時代に連なる新規なことが台 中田 1999、 中田 2014)、王

中の、 に対する義務を条件に認めた、土地所有の特権のことです。 ルクムはそれ以前のシュメール時代に用例はなく、ハンムラビ クム制度とは、 イルクム義務者に関する条文が検討されています。 王が広範な自由人を対象にして、軍役などの王

おいて、王権や社会・経済の個々の要素ではなく、それらの変表務者の土地所有は、当時私的経済の進展による債務などで脅義務者の土地所有は、当時私的経済の進展による債務などで脅かされており、ハンムラビ法典にイルクム関係にかかわって多くの経済関連条項が並ぶのは、こうした事態に対処して、王権との安定に必須のイルクム義務者を保護するためとされていた、王権とはの法典に関連条文はありません。ハンムラビが採用し法典以前の法典に関連条文はありません。ハンムラビが採用し

川出版社、二〇一四年

Charpin, D.: Hammurabi of Babylon, London, 2012.
Glassner, J. J.: Mesopotamian Chronicles. (ed. B. R. Foster), Leiden, 2005

van de Mieroop, M.: King Hammurabi of Babylon. A Biography, Oxford

2005.

(まえだ とおる/早稲田大学文学学術院教授)

### ▼参考文献

化を複合的に捉えることの必要性を説いています。

エント』三九〜七〇頁(山川出版社、二〇〇〇年) 山田雅道・小野哲・山田重郎・鵜木元尋『歴史学の現在 古代オリ川崎康司「群雄割拠から再統一へ――前二千年紀前半」前田徹・川崎康司・

ッパの分化と統合――国家·民族·社会の史的考察』一三~三〇頁(太「イルクム」体制の導入と『法典』上の新機軸」小倉欣一編『ヨーロ川崎康司「ハンムラビによるバビロニア統合支配と経済政策の背景――

陽出版、二〇〇四年)

~一六○頁(岩波書店、一九六九年) 黒田和彦「ハンムラビ時代の国家と社会」『岩波講座世界歴史一』一二五

中田一郎 『原典訳 ハンムラビ「法典」』(リトン、一九九九年)

中田一郎

『ハンムラビ王

-法典の制定者』(世界史リブレット人一、山